

## 第5号議案

### 亀岡市循環型社会推進条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月8日提出

亀岡市長 桂川孝裕

### 亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「（市が収集、運搬、処理及び処分するものであり、かつ、規則で定めるものに限る。）」を削る。

別表中「10キログラムにつき 180円」を「10キログラムにつき 360円」に、

「

粗大ごみ	1個につき10,000円を超えない範囲内において規則で定める額
------	---------------------------------

」

を

「

粗大ごみ	市の指定する 処分施設へ搬 入するとき。	1回の搬入量が50キログラム以下のとき 1,000円 1回の搬入量が50キログラムを超えるとき 1,000円 に50キログラムを超える部分が10キログラムに達するま でごとに400円を加えた額
	市が収入運搬 するとき。	1個につき10,000円を超えない範囲内において規則で 定める額

」

に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（粗大ごみに係る部分を除く。）は、令和9年4月1日から施行する。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 家庭系一般廃棄物及びその他の一般廃棄物並びに粗大ごみを市の指定する処理施設へ搬入するときの手数料を次のとおり改定すること。
  - (1) 家庭系一般廃棄物及びその他の一般廃棄物  
10キログラムにつき360円  
(現行10キログラムにつき180円)
  - (2) 粗大ごみ  
1回の搬入量が50キログラム以下のとき 1,000円  
1回の搬入量が50キログラムを超えるとき 1,000円に  
50キログラムを超える部分が10キログラムに達するまでご  
とに400円を加えた額  
(現行10キログラムにつき180円)
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和8年10月1日から施行すること。ただし、  
1の(1)の改正規定については、令和9年4月1日から施行すること。